

甲斐市議会 建設経済常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年2月18日

2. 招集場所 甲斐市役所本館4階 委員会室A

出席委員（7名）

委員長	秋山照雄君	副委員長	松井豊君
	金丸幸司君		五味武彦君
	金丸寛君		長谷部集君
	藤原正夫君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議長	山本英俊君		小澤重則君
----	-------	--	-------

説明のため出席した者の職氏名

産業振興部長	梅原剛君	都市建設部長	齊藤一己君
公営企業部長	小林信生君	農林振興課長	山岡広司君
建設課長	中澤一昭君	都市計画課長	大木康君
上下水道業務課長	望月新路君	上下水道工務課長	小宮山尚君
農林振興係長	中込聡君	建設総務係長	根津秀樹君
建設管理係長	保坂俊和君	まちづくり推進係長	渡辺充君
開発指導係長	池田靖君	整備係長	八巻哲也君
上下水道総務係長	小松利也君	下水総務係長	広瀬美和君
下水道施設係長	杉田博一君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山 田 洋 書 記 森 田 公
書 記 長 田 大 地 書 記 中 込 美 智 子

内容

- 1 市道路線認定について（現地視察）（建設課・都市計画課）
- 2 （都）田富町敷島線整備計画の進捗状況について（都市計画課・建設課）
- 3 「甲斐市都市計画マスタープラン（令和3年度改定）（案）」に対する意見・提言
について」（都市計画課）
- 4 市道新町本線道路改良事業について（都市計画課）
- 5 「甲斐市森林整備計画（案）」について（農林振興課）
- 6 「甲斐市下水道事業経営戦略（案）」について（上下水道業務課・工務課）
- 7 「甲斐市第2次水道ビジョン、甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント
計画中間見直し（案）」について（上下水道業務課・工務課）
- 8 寺平地区農業集落排水施設機能最適整備構想について（上下水道工務課・業務課）

開会 午後 1時27分

○書記（中込美智子君） ご参集大変お疲れさまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶、秋山委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 改めましてこんにちは。

ご参集、大変ご苦労さまです。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、オミクロン株の感染が引き続き高い水準で続いております。本市においても感染拡大により小・中学校での学年、学級閉鎖や分散登校の措置が講じられ、2月10日から通常登校が再開されました。1日も早い感染の収束を願うところであります。

来週からは今任期最後となる2月定例会が始まります。引き続き感染防止対策を徹底し、体調管理に十分ご留意いただきますようお願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

○委員長（秋山照雄君） それでは、次第の3、内容に入ります。

（1）市道路線認定についてを行います。

本件は現地視察を行いたいと思いますが、委員よりご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） それでは、お諮りいたします。

本件はお手元に配付した委員派遣計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定しました。

なお、委員派遣承認要求書は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、こ

れにご異議ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、担当より説明を受け、現地へ移動したいと思います。

担当より説明をお願いいたします。

中澤建設課長。

○建設課長（中澤一昭君） 大変お疲れさまです。本日もよろしくをお願いいたします。

それでは、建設課から市道路線認定についてご説明させていただきます。

委員会資料1ページをお願いいたします。位置図につきましては、2ページから4ページとなります。

市道路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、2月定例議会において路線認定の提案を予定しているところでございますが、提案させていただく路線のうち本日3路線を本常任委員会にて現地確認をお願いするものであります。

本日、現地確認をお願いします市道路線につきましては、委員会資料1ページの路線番号1567、路線名宮地東宅造1号線、路線番号1568、路線名大塚宅造5号線、路線名1569、路線名山宮地宅造6号線の3路線であります。

確認していただく路線につきましては、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路であります。

なお、詳細につきましては、現地で担当から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

質疑については、現地視察の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 2時41分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

本日は委員外議員の傍聴を許可しますのでご承知おきください。

質疑は委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は先の申し合わせのとおり全会派1名とし、質問は1問、再質問は1回までとします。

現地視察、お疲れさまでした。これより市道路線認定について質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 質疑はないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、市道路線認定についてを終わります。

続いて（２）都市計画道路田富町敷島線整備計画の進捗状況について、担当より説明をお願いします。

大木都市計画課長。

○都市計画課長（大木 康君） 改めまして、本日もよろしくお願いたします。

都市計画課から山梨県の街路事業であります都市計画道路田富町敷島線の進捗状況についてご説明いたします。

それでは、委員会資料の5ページをお開きください。

初めに、1、全体概要をご説明いたします。

（１）路線概要であります。本路線は中央市山之神を起点とし、本市島上条を終点とする県の街路事業として昭和43年10月21日に都市計画決定され、全体延長は8.86キロメートル、幅員は16から17メートルで、今年1月現在の整備済み延長は6.475キロメートル、整備率は73.1%であります。

（２）整備効果であります。主要地方道甲斐中央線のバイパス機能として渋滞箇所の改善、甲府盆地を南北につなぐ路線として道路ネットワークの骨格となる路線整備、高規格道路新山梨環状道路との連結や緊急輸送道路、物流路線との機能強化ほか歩行者の安全性確保、電柱の地中化、電線共同溝の整備による良好な都市景観の創出などが上げられます。

資料6ページをお開きください。

次に2、工区別整備状況につきましては、資料7ページでございます都市計画道路田富町

敷島線全体概要図と併せてご覧ください。

初めに①中下条2期工区でございます。7ページの概要図では左上の黄色字で示した区間となります。島上条の西町交差点南から本市大下条までの延長560メートルで事業年度は令和4年度以降を予定し、事業計画は本年度より状況に応じまして地元説明会を開催し、来年度に事業化、測量、詳細設計を行う予定であります。

次に②富竹1期工区であります。7ページの概要図では左中央の赤字で示した区間となります。国道52号真福寺入口交差点から国道20号山縣神社北交差点までの延長550メートルで、事業年度は令和5年度までを予定しております。事業計画でございますが、本年度に電線共同溝側溝工事はおおむね完了し、現在舗装工事等を施工中であります。来年度に神明神社北側の市道取付道路、その他補装、植栽工事ほか国道20号山縣神社北交差点への歩道橋工事、交差点改良工事を予定し、令和5年度早期の供用開始を予定しております。

次に③富竹2期工区であります。国道20号山縣神社北交差点から本市篠原市道竜王田中線交差点までの延長842メートルで、事業年度は令和8年度までを予定しております。事業計画でございますが、本年度に市道竜王田中線交差点北側の電線共同溝側溝工事を発注し、来年度に国道20号山縣神社北交差点南側の電線共同溝側溝工事と山縣神社北側の市道取付道路の拡幅工事の発注を予定しております。

最後に④仲新居工区であります。本市篠原市道田中中八幡線交差点から玉幡小学校入口交差点までの延長445メートルで、事業年度は令和8年度までを予定しております。事業計画でございますが、本年度に市道田中中八幡線交差点南側の電線共同溝側溝工事を発注し、来年度に玉幡小学校入口交差点北側の電線共同溝側溝工事の発注を予定しております。

以上で、都市計画道路田富町敷島線の進捗状況についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。

確認ですけれども、2工区のところが先日水道工事ですか、それを現地視察しておおむね大体完成の予定のということで確認したところですよ。3工区、4工区も大体この事業計画を見ますと延長数は3工区は長いのですけれども、午前中が工事とかで大体同じなのでも、ちょっと聞きたいのは1工区の中下条の2工区ですけれども、令和3年度地元説明会

開催、また、令和4年度から事業化、測量、詳細設計とありますけれども、この、もう説明会をしたということは、この後用地買収というのはどうなっていますかね。

○委員長（秋山照雄君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） 今年度、今現在地元の説明会のほうはまだ開催されていない状況でございまして、来年度、恐らく事業説明会となるかと思っておりますけれども、それ以降に事業化、それと測量詳細設計のほうをやりまして、そこを基礎に用地買収のほうに入るのかと、そのような予定であると思っております。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

そうですね。測量などをして詳細設計をしてから用地買収ということになると。分かりました。

ちょっとまた話が飛びまして、第2工区、1工区の大分新明神社北側にちょっと狭くなるとか何とかとかあそこは聞いているんですけども、そんなに神社の敷地とはそんなに食い込むということはなかったですかね。その点確認です。

○委員長（秋山照雄君） 八巻整備係長。

○整備係長（八巻哲也君） お答えします。

神明神社のほうにつきましては、やはり多少道路がかかりますので、そちらのほうも影響となっております。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） では、多少はかかるけれども、そんなに影響はないということですね。続けていいですか。

では、3工区、4工区については来年度は電線の側溝工事ということで電柱化のあれだと思っておりますけれども、これ、延長数が842とまた445と、両方一緒の両脇一緒の工事の延長数ということですかね。そのところ、確認ですけれども、お願いします。

○委員長（秋山照雄君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） 富竹2期工区につきましては、延長が842メートル、仲新居工区につきましては445メートルということで、来年度行います電線共同溝側溝工事につきましては、それぞれ別の工事となる予定でございまして。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、一つ教えてください。

この道路っていうのが最終的に全部仕上がって、供用開始になった後かもしれないんですけども、もうずっと県道として県の管理になる道路なんですか。それとも、よくある県がつくるけれども、その後市に移管されるような、将来的にはどんな感じになるのか分かっていたら教えていただきたいと思います。

○委員長（秋山照雄君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） 現在整備していますこの都市計画道路田富町敷島線の供用開始に伴いまして、今市役所前にございます県道甲斐中央線につきましては、市道のほうに移管される予定となっております。

補足でございますが、田富町敷島線につきましては県道ということで県で維持管理を行うということでございます。

○委員長（秋山照雄君） よろしいですか。

ほかに委員の質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、続いて傍聴議員の質疑を許します。

小澤議員。

○傍聴議員（小澤重則君） すみません、富竹2工区令和8年度、仲新居区令和8年度とありますが、これは8年度で大体仕上がるということでしょうか。

○委員長（秋山照雄君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） 県のほうに最終の供用開始の見通しについて照会したところ、令和8年度中の供用開始を目指すというふうに伺っております。

○傍聴議員（小澤重則君） ありがとうございます。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、都市計画道路田富町敷島線整備計画の進捗状況についてを終わります。

続いて、建設関係のその他を行います。委員より建設課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） ないようですので、以上で建設課関係のその他を終了します。

ここで、職員退室のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時54分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、（3）甲斐市都市計画マスタープラン（令和3年度改定）（案）に対する意見・提言について、担当より説明をお願いします。

大木都市計画課長。

○都市計画課長（大木 康君） 引き続き都市計画課から甲斐市都市計画マスタープラン（令和3年度改定）（案）に対する意見・提言についてご説明いたします。

委員会資料8ページをお開きください。

これまで都市計画マスタープランの見直しに伴う計画策定業務を進め、昨年11月の本常任委員会において計画案をお示したところでございます。

その後昨年12月からパブリックコメントと市議会議員、都市計画審議会委員の皆様への意見、提言の聴取を行い、並行しまして上位計画との調整を図るため、県と協議を進めるとともに表記や言い回し、字句の統一などの更正、校閲を行ってまいりました。今回最終案として計画書を取りまとめましたので、前回お配りしました計画書案からの変更点を中心にご説明いたします。

初めに1、パブリックコメントの実施結果でございます。昨年12月13日から本年1月11日まで実施し、提出件数は1件でございました。

次に2、市議会議員からの意見、提言につきましては提出がございませんでした。

次に3、都市計画審議会委員からの意見、提言につきましては、期間中3件の提出がございました。

次に4といたしまして、提出いただきましたパブリックコメント、意見、提言の概要と市の考え方でございますが、それぞれ表内において意見の概要と市の考えを示しております。

まず、パブリックコメントでいただいた中央線の活用と計画策定における市民への周知と協働につきましては、「中央線の利用促進や利便性向上のため列車の増発などについて関係機関に要望していきます。マスタープランにおけるまちづくりを実現するために、甲斐市ま

ちづくり基本条例に基づき、市民との情報共有に努めながら市民と協働によるまちづくりを推進します」としております。

次に、資料9ページをお開きください。

続いて、都市計画審議会委員からいただいた内容についてご説明いたします。

初めにナンバー1、産業拠点ゼロカーボンモデル事業取組拠点について、県の上位計画との整合を図られたいにつきましては、平成20年度に策定したマスタープランにおいて現行の産業拠点を定めるとともに、木質バイオマスを活用した発電所と、新山梨環状道路の整備を見据え、新たにゼロカーボンモデル事業取組拠点を設け、土地利用の適正な規制誘導など上位計画に即した位置づけとしています。

なお、上位計画との整合を図るための県との協議において表記などの変更を行った箇所につきましては後ほど説明いたします。

次にナンバー2、都市拠点や地域拠点などへの都市機能の集積、整備における集約型都市構造の形成と魅力的なまちとして地域の発展をにつきましては、集約型都市構造、コンパクトプラスネットワークの形成はゼロカーボンシティやSDGsの取組にも資することから、今回都市拠点、地域拠点の範囲を見直し、甲斐市の顔として都市機能の集積強化を図るとともに、コミュニティー拠点や各拠点間の連携を図りながら魅力的な都市の形成を図っています。

次にナンバー3、県道甲府南アルプス線、アルプス通り周辺の土地利用につきましては、周辺の市街化調整区域は現行マスタープランにおいて新たな土地、都市的土地利用として位置づけ、平成26年には開発条例を制定し、土地利用の緩和を行っています。今回の見直しにおいては生活の利便性等を考慮し、住居系土地利用を図る区域として需要やニーズに応じた土地利用を進めるとしております。

次に、木質バイオマスへの取組について市民への説明をにつきましては、本市は令和2年にゼロカーボンシティ宣言を行い、二酸化炭素排出ゼロに向けた取組を推進しています。集約型都市構想への転換によるエネルギー負荷の軽減や緑化の推進による脱炭素効果など環境にやさしいまちづくりのモデル事業としてバイオマス産業都市構想について説明に努め、事業を推進するとしています。

次に、11ページをお開きください。

塩崎駅周辺整備として新山梨環状道路の整備促進と商工業の誘致集積をにつきましては、新山梨環状道路北部区間については早期開通に向け関係機関との連携や要望を行っておりま

す。本マスタープランでは発電所予定地周辺を新たにゼロカーボンモデル事業取組拠点と位置づけ、ゼロカーボンに向けた取組とインターチェンジ施設などの将来交通を踏まえ、業務系土地利用と移住や二地域居住の増加につながる都市的土地利用を検討しますとしております。

次に5、計画書案の修正についてでございます。お手元に別冊資料といたしまして、最終案として計画書をお配りしましたが、前回お配りいたしました計画書案からの変更点のうち上位計画との整合を図るため県との協議において表記などの変更を行った箇所を中心に、資料の対照表でご説明いたします。

表は今回お配りした計画書のページ、修正箇所、修正前の表記、修正後の表記の順に記載しております。

資料12ページの上から2つ目、計画書案32ページ、基本的な考え方の7行目に都市拠点及び地域拠点については、居住、公共公益施設、事業所、商業などの多様な都市機能を集積し、山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープラン（甲府7都市計画）において上位の拠点への位置づけを目指しますと追記いたしました。

上から3つ目、計画書は34ページ、⑤ゼロカーボンモデル事業取組拠点の16行目の内容について、表記を発電所を中心とした都市計画区域内に立地や将来交通の利便性を考慮した工業系、商業、業務系土地利用による産業施設の適切な集積を図るとともに市の新たな玄関口となるインターチェンジ施設を活用した観光客の誘致、また既存の集落等を維持するために移住、二地域居住者の増加につながる都市的土地利用を検討するとともにをともにに変更いたしました。

資料13ページをお開きください。

上から4つ目、計画書42ページの（2）土地利用フレーム表中の住居系4行目の内容について、表記を立地適正化計画の策定を検討し、居住を誘導していく区域、居住誘導区域を明確に定め、集約型の都市構造と全体的な土地利用のバランスを図りながらに変更いたしました。

次に、最終行、計画書は45ページ、土地利用の基本的な考え方の16行目に竜王駅周辺及び塩崎駅周辺については、住居、公共公益施設、事業所、商業などの多様な都市機能を集積し、山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープラン、甲府盆地7都市計画において上位の拠点への位置づけを目指します。また、本計画の地域拠点である甲斐市役所敷島庁舎周辺においても上位計画において拠点に位置づけられるよう都市機能の集積を図り

ますを追記しました。

次に、資料14ページの最終行、計画書68ページ、(1)緊急輸送道路の7行目の内容について表記を本市では近隣の県外自治体との間で災害時相互応援協定を締結していますが、広域的な大規模災害の発生時には同時に被災し、支援体制を受けることができないリスクが想定されます。このため、ある程度離れた位置にありながら交通アクセスに恵まれた自治体との災害時相互応援協定により本市を中心とした環状に支援、受援体制のネットワークを張り巡らせる防災レジリエンス環を形成するとともに幅広い民間事業者との協定締結も進め、多重的な支援による早期復旧復興を図り、ハード対策のみならずソフト対策として甲斐市防災レジリエンス構想の実現を目指しますに変更いたしました。

この他の変更箇所につきましてや、表記や言い回し、字句の統一などによる更正、校閲などによるものでございます。

最後に、資料15ページの6、今後のスケジュールでございます。

本日の常任委員会後、来月の10日に都市計画審議会を開催し、答申が得られた後、月内に計画を公表する予定でございます。

以上で、甲斐市都市計画マスタープラン（令和3年度改訂）（案）についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

松井副委員長。

○副委員長（松井 豊君） 12ページの一番下、新山梨環状道路北部区間の新インターチェンジ場所移動とありますが、これはどこに移動するんですか。

○委員長（秋山照雄君） 渡辺まちづくり推進係長。

○まちづくり推進係長（渡辺 充君） お答えいたします。

インターチェンジの場所の移動につきましては、前回ご説明させていただいたときには中央道とのジャンクションの位置を示しておりましたが、今回はその東側になります。一般道とのインターチェンジの位置に移動させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） ほかにありますか。

大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） 今回お配りしました計画書の37ページ、ご覧いただけます

でしょうか。

そのバイオマス発電所が建設予定され、緑色の丸で囲まれた部分、木質バイオマスを活用した甲斐双葉発電所周辺というところ、ございますでしょうか。以前のインターチェンジ施設につきましては、ちょうど中央道と新山梨環状道路が交差するところに丸を記載させていただきました。オレンジ色の、今バイオマス発電所のこの周辺の中にオレンジ色の丸があるかと。それを以前の計画では中央道と新山梨環状道路が交差する部分に丸を記しておりましたが、インターチェンジ施設につきましては、県道宮久保絵美堂線のところから中央道に入るところにインターチェンジができるものですから、その場所を若干移動させていただいたという次第でございます。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうすると、これは国からの移動という指示ですか。それとも、市のほうからずらしてほしいとかいうこと、どっちの作用が効いたのか。

○委員長（秋山照雄君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） もともとこの新山梨環状道路につきましては平成25年に都市計画決定されていまして、インターチェンジの施設の移動があったわけではございませんが、前回の計画では分かりやすいように中央道と交差した部分にこのオレンジ色の丸を配置したわけですが、実際のインターチェンジ施設につきましては、先ほど私が説明したように県道宮久保絵美堂線から中央道に入る場所ぐらいの付近にインターチェンジができるということで、より現実に即した位置に少し移動させていただいたというのが現実のところ、実際のインターチェンジ施設が変わるということではございません。

○委員（五味武彦君） ということではないのだね。地図上の話ね。結構です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） また確認ということになると思いますけれども、68ページのここには、こっちの緊急輸送道路のことですけれども、よろしいですか。今度は新山梨環状道路が出ると、それも北部区間については追加をされるということですが、これは、何と言いますか、インターチェンジができるということなんだけれども、もうこのエリア、北部区間というのはどこからどこを指すという、甲斐市にとっては金石橋から多分塩崎駅ぐらいのことだと思うんですが、全体がもう緊急輸送道路になるということですかね。環状道全部が。

○委員長（秋山照雄君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） 新山梨環状道路の北部区間につきましては、広範囲にあります。石和町のほうから石和町広瀬から本市のあそこの内側の交差点までになります。そのうち、牛句のインターチェンジの予定地から甲斐市国道20号の宇津谷交差点までの間のおよそ5キロメートルぐらいですけれども、その間がここにありましており開通後につきましては緊急輸送道路として位置づけられる予定ということで記載のほうはさせていただいております。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今の答弁ですと、あくまでもこれは甲斐市だけの区間を示しているという理解でいいんですかね。

○委員長（秋山照雄君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） この甲斐市の都市計画マスタープランでございますので、あくまでもここにつきましては甲斐市内の道路についての位置づけをしているところでございます。

○委員長（秋山照雄君） ほかに。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 読めないと思うんですけども、その新山梨環状道路が全線開通もしくはインターチェンジの開通までどのくらいを要しているんですか。これ、読めないと思うんです。もう初めから計画化してから随分時間がたっているし、諸事情で当然工事遅れていると。だけど、じゃ、10年後はあり得ないと思う。でも、20年、30年のスタンスは読めるんじゃないかなと思うんですけども、現時点でね。ちょっと、答弁難しい部分があるかと思うんですけども、ある程度の予想というのはできませんかね。

○委員長（秋山照雄君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） 新山梨環状道北部間につきましては、ほかの議員さんからも一般質問等でそういった内容、供用開始等について質問いただいているところでございますけれども、平成25年に都市計画決定ということで、計画は既にされております。特に本市につきましては牛句のインターチェンジから宇津谷の交差点までは事業化区間ということで明記されておりますけれども、今現在のところ実際の事業は停滞している状況にございまして、国のほうで調査等を進めている状況にございますが、今現在明確な供用開始、事業化に向けてのアナウンス等はございませんので、その辺りちょっとご了解をいただきたいという

ふうに存じます。

○委員長（秋山照雄君） ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員、続いて傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市都市計画マスタープラン（令和3年度改定）（案）に対する意見・提言についてを終わります。

続いて、（4）市道新町本線道路改良事業について、担当より説明をお願いします。

大木都市計画課長。

○都市計画課長（大木 康君） 引き続き都市計画課から市道新町本線道路改良事業についてご説明いたします。

委員会資料16ページをお開きください。

市道新町本線は平成18年に本格導入いたしました双葉スマートインターチェンジへの国道20号、52号からのアクセス道路として交通量が多く、市内を南北に結ぶ重要な路線であります。このうち資料地図内の赤坂総合公園の上に位置します市道赤坂公園本線と交差し、県クリーンエネルギーセンターの付近から市道、上の段南原線交差点までの延長420メートルがこれまで未整備区間として交通のボトルネックとなっていたことから、スマートインターチェンジへのアクセス道路、また、国道道の機能を補完する本路線の整備により骨格道路網の機能強化と利便性向上による地域活性化を図るため、国の社会資本整備総合交付金事業として平成27年度から整備を進めてまいりました。このたび全8工区の工事が完了いたしましたので、ご報告させていただきます。

工事の概要につきましては、資料の4、整備内容。道路延長が420メートル、道路幅員は12メートル。整備期間は平成27年度から本年度までの7年間。総事業費は2億8,300万円。うち2億5,100万円が国庫補助の対象でございます。

整備経緯につきましては、平成27年度、28年度に詳細設計と用地測量調査業務、平成29年度から本年度まで用地買収と道路改良工事を行ってまいりました。

資料17ページにございます別紙資料平面図をご覧ください。

左側が工事の起点であります市道赤坂公園本線交差点、右側が終点となります市道上の段南原線交差点であります。このうち写真②から写真⑥までの平面図で灰色地で示した区間に

つきましては一部未整備区間がございます。これまで再三にわたり地権者と協議を行ってまいりましたが、残念ながら本事業へのご理解を得ることができず、用地を取得することができませんでした。このため、この区間は歩道が未整備となっておりますが、暫定形により供用を開始し、歩行者と通行車両の安全性を確保するため前後に安全対策として夜間も視認性が高いボラード、車止め施設を設置いたしました。

なお、引き続き地権者との交渉は継続し、用地を取得し次第道路整備を行ってまいりますのでご理解をお願いいたします。

以上で、市道新町本線道路改良事業についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

松井副委員長。

○副委員長（松井 豊君） この未整備区間ですが、左右とも同じ地主さんなんですか。

それとも別なのか。ちょっと参考までに。

○委員長（秋山照雄君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） ここは上下線とも地権者は異なりまして、地権者2名でございます。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 同じく松井君と同じこの未整備区間ですけれども、今交渉は何年もということで、なかなか取れないということで聞きましたけれども、今後暫定的には、暫定的にあれするんですけれども、何年か後にはやはり交渉して、何らかの形で、このままではやはり、何といたしますか、国の補助金も出ていることですから、粘り強く交渉して何とかちゃんとした姿にしたいというのが私たち、あれだと思えるんですけれども、その点はどうですか。

○委員長（秋山照雄君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） おっしゃるとおりです。この部分がこのままですと、ちょっと暫定形という形で形状も悪いですし、また、歩行者、車両の安全性といった問題もありますので、引き続き用地取得に向けては鋭意交渉に向けて、理解が得られるように努力はしてまいりたいというふうに存じます。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 前もこの交渉なんかは何回ぐらい、しっかり話できたようなことは

あるのですか。内容についてお願いします。

○委員長（秋山照雄君） 八巻係長。

○整備係長（八巻哲也君） お答えします。

地権者が2名ございまして、まず一人のほうにつきましては以前会えなかったのですが、29年から会えるようになりまして、計7回用地交渉のほうを進めております。もう一人の方につきましては、令和2年から会えることになりまして、回数につきましては12回交渉のほうを行っている状況であります。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今聞きますと、一人の方がようやく令和2年から16回ですか、10回だかできたということですがけれども、内容的には同じ説明をしても回答とか進展性というか、向こうは一点張りに、向こうという言い方はないですけれども、もうどうしてもそれはできないというような返事ということですか。

○委員長（秋山照雄君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） 一番最初に八巻係長のほうが説明された方については、過去にいろいろ公共事業等の経過がございまして、その事業そのものについて申し訳ないけれども同意できないという方がお一方と、もう一方についてはご高齢の方でございまして、説明をこちらが何度もしているのですけれども、なかなか理解いただけないということの状況でございまして。

○委員長（秋山照雄君） ほかに委員より何かありますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、事業費のことなんですけれども、形的には未完了ということですかね、一応完成、当初の予定のとおりには完成をしない状況で、一番最初のその予算立てとかそういうのというのは、この形、完全に形が確定したときのその国庫補助金とかそういう計算だと思えるんですけれども、これはこう、完成しなかった場合というのは、そういうのはどうなるんですか。

○委員長（秋山照雄君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） 今回資料でお示しします総事業費というのは、これまで実際工事をしてきた内容ということですので、先ほど一部未整備区間ということで説明させていただきました、その分は除いた事業経費でこれが確定の事業経費でございまして。引き続き用

地取得に向けて今後も努力をして、そういう用地取得に至った場合については当然道路整備といったものが出てまいります、それにつきましてはもう既にこの国庫事業については完了していることとなりますので、以後は市の単独事業として行うような形となります。

○委員長（秋山照雄君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） そうすると、確認すると、当初予定していた金額よりも少なくなったので、当然国からもらえる補助金も少なくなる。今後それが地権者の同意が得られて工事が進んだとしても、そのときには補助はもらえないから、トータルすると市からの持ち出しは多くなると。そういうふうに理解していいですか。もし、分かればそれがどのくらいの金額なのか教えていただきたいです。

○委員長（秋山照雄君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） この今回の未整備区間ということで、仮に市のほうで市の単独事業として工事を行った場合につきましては、おおよそですけれども、1,000万ぐらいの整備費を予定しているところでございます。

○委員（長谷部 集君） ありがとうございます。

○委員長（秋山照雄君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

小澤議員。

○傍聴議員（小澤重則君） ちょっと分からないのでお聞きしたいのですが、こういった場合は収用手続きみたいなものはできないのでしょうか。

○委員長（秋山照雄君） 八巻係長。

○整備係長（八巻哲也君） お答えします。

事業が終了してしまいましたので、収用手続きということができない形になっております。

○委員長（秋山照雄君） 小澤議員。

○傍聴議員（小澤重則君） 事業が終了しちゃったからというのは、終了させたということだよ。終了させなければ収用手続きはできたということでしょうか。

○委員長（秋山照雄君） 八巻係長。

○整備係長（八巻哲也君） お答えします。

今終了したというのは、補助事業が完了したという意味合いでございまして、引き続き交

渉して工事を終わらせるという形には取るつもりでは考えておるのですが。

[「だから、強制執行はできるのか、できないのか」と呼ぶ者あり]

○整備係長（八巻哲也君） 強制執行はできない形になっております。

[「いまのところはということか」「できたかできんかという話、要は」「前にやっているときにできたかできなかったかということを知っている」と呼ぶ者あり]

○整備係長（八巻哲也君） お答えします、すみません。

収用のほうはできない形です。

[「できなかった」「休憩」と呼ぶ者あり]

○委員長（秋山照雄君） ちょっと休憩します。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時27分

○委員長（秋山照雄君） 再開します。

大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） すみません、この道路につきましては都市計画事業、都市計画事業として行っていないものですから、いわゆる都市計画決定と行っていない事業になりますので、それに伴う収用はできないという解釈でございます。都市計画事業でないの、収用の対象にはならないということをご理解願います。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はないですので、なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、市道新町本線道路改良事業についてを終わります。

続いて、都市計画課関係のその他を行います。委員より都市計画課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） ないようですので、以上で都市計画課関係のその他を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時30分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて（5）甲斐市森林整備計画（案）について、担当より説明をお願いします。

山岡農林振興課長。

○農林振興課長（山岡広司君） 大変ご苦労さまです。

それでは、農林振興課より甲斐市森林整備計画（案）についてご報告させていただきます。

資料につきましては18ページをお願いします。あと、別冊になりますがちょっと確認していただきたいと思います。甲斐市森林整備計画（案）と新旧対照表があるかと思います。もう一つが1枚ものの甲斐市森林整備計画（案）に対する意見、提言書。あるでしょうか。

それでは、ご説明をさせていただきます。

委員会資料の18ページをまずご覧いただきたいと思います。

1番の概要につきましては、上から2行目になりますが、この計画は5年ごとに見直しをする10年を1期とした計画でございます。市の森林施策の方向や森林所有者等が行う伐採、造林などの森林制御に関する指標を定めるものでございます。

2番の経過になりますが、やはり2行目になりますが、今年度は平成29年度の策定から5年を経過するため、計画の見直しをし、新たな森林整備計画を策定する必要があります。また、令和3年6月に上位計画である全国森林計画の見直しが閣議決定をされ、この実行を確保するため同計画に即した山梨県地域森林計画の見直しが行われ、令和4年1月17日に樹立されたところでございます。これに伴いまして、市町村森林整備計画の新たな規範が示されたため、これらの見直しについて本市の森林整備計画に反映をする必要があるということで、今回の計画案となります。

（3）番なのですが、今回の見直しを行う主な内容ということで、（1）森林の立木地区の伐採に関する事項ということで、まず新旧対照表の4ページ、これが、皆さんから見て右が旧で左が新、赤くなっているところが変わったところということで見ていただきたいと思います。森林整備計画案は6ページになります。6ページの一番上、オのところになりますが、この内容につきましては、主伐時における伐採、搬出指針の制定についてということで、令和3年3月16日2林整整第1157号、林野庁長官が制定をしたものに基づきこの指針に即した方向で伐採、集材を行うこと。これをここへ追加をさせていただきました。

次に（２）天然更新に関する事項。こちら新旧対照表は今の４ページの下（２）番になります。天然更新に関する、ここと計画書につきましては８ページの下から９ページの上、こちらに掲載をさせていただいております。内容は、伐採跡地の放置を防止し、確実な更新を図るため、広範囲（５ヘクタール以上）の皆伐を計画した届出が提出された場合は、現地確認により天然更新の実施の可否を判断する事項、これをここへ追加をさせていただきました。

次に（３）植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項ということで、新旧対照表は５ページ、次のページです、の３番、下のほうになりますが、ここと計画書は１０ページの真ん中ら辺に３番がありますが、ここになります。この内容は天然更新が期待できない森林について、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林として基準を定め、伐採後の確実な更新を計画するための指針としてここへ追加をさせていただきました。

資料を１ページめくっていただきまして、１９ページになりますが（４）公益的機能別施業森林等の整備に関する事項ということで、新旧対照表が７ページの下から８ページにかけて載っております。計画書は１５ページの下から１６ページにかけて掲載をさせていただいております。内容は、木材の育成に適した木材生産機能が高く、自然条件や地形等からも効率的な森林施業が可能な森林を木材の生産機能の維持管理を図るための森林施業を推進すべき森林とし、生産力が高く傾斜が緩やかで林道等からの距離が近い森林を特に効率的な施業が可能な森林として定義をし、また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち人工林については原則として間伐の植栽による更新を行うこととする。この事項を追加をさせていただいております。

次に（５）林業に従事する者の育成、養成及び確保に関する事項ということで、新旧対照表は１６ページになります。下のほうです。計画書は２３ページの第９、下のほうになっております。これの内容につきましては、山梨県及び山梨県林業労働センターと連携をし、林業への新規就労者の確保と育成を推進する方針として、記載内容を修正をさせていただきました。

この５項目が主な国、県からの変更点でございまして、内容を変更させていただいたところでございます。この新旧対照表等をまた見ていただいて、内容等を確認していただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に４番、甲斐市森林整備計画（案）の骨子ということで、１から５までの事項で構成をさせていただいております。これも森林整備計画案を見ていただき、ご確認していただければ

ばと思いますのでよろしくお願いします。

次に、このペラ1枚があるかと思いますが、甲斐市森林整備計画（案）に対する意見、提言書ということで、こちらにつきましては、この内容をまた確認していただきながら何かご質問、意見や提言がございましたら3月8日火曜日までに農林振興課のほうへ提出をしていただければと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

最後に、今後のスケジュールでございますが、令和4年2月7日から3月8日まで森林整備計画案縦覧実施ということで30日間の実施をします。3月上旬に縦覧等における意見の調整をし、3月中旬山梨県と最終協議、協議終了後計画の決定、4月1日に計画の公表という形で進めていきたいと思うのですが、本来であればその縦覧または議員さんからの意見、提言を聞いた中で建設経済常任委員会を開催し、報告をするところではございますが、3月の委員会については本会議ということで説明がなかなか難しいと。あと、4月につきましては議員改選のための選挙がございまして、常任委員会を開くことがなかなか難しいということで、委員長とも相談をしたところ、内容については文書で議員さんにご報告をさせていただくという形で進めていきたいと思いますので、ぜひ、ご理解をお願いしたいと思います。

以上が、森林、甲斐市森林整備計画（案）ということで、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 基本的にこれは、森林を整備する計画ということだと思っんです。そうすると、その森林を保護する、育成するということだと思っのだけれども、じゃ、その未利用、材の利用方法とかそういうことまでは触れていないのだけれども、これはあくまでも整備だからこういう内容になるのかな。要するに、その木を使ってどうのこうのということまでは触れていないのだけれども、これはそれでいいのかな。

○委員長（秋山照雄君） 山岡課長。

○農林振興課長（山岡広司君） 今、議員の言ったとおり、これは整備ということですので、その材料をどういうふうに使おうかということはない。ただ、うちはバイオとかがありますので、そちらのほうにも持って行くという内容は掲載させていただいております。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ちょっとふと見たんだけど、20ページに松くい虫です、の地番が23から25が増えているんです。今まで民有林が18、それが飛んで101からになっていたのが23から25が追加されています。これはどういう状況で、結局被害が増えた、もしくは所有者が申請した、この辺どうなんでしょうかね。

○委員長（秋山照雄君） 中込農林振興係長。

○農林振興係長（中込 聡君） そちら追加しました23から25、林班につきましては、位置的に吉沢の千田付近に当たります。昇仙峡付近になりますので、今現在そちらのほう、松くい虫の被害ということで対策のほうを行っているところですので、今回こちらのほうを追加させていただきました。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうするともう、松くい虫の被害がどんどん北上して行って、今回その千田地区がやられたと。ということは、今後はもうちょっとこのどんどん北上する可能性もありますよね。それは5年ごとにまた変えればいいことなんでしょうけども、その辺も注視してほしいなということで、これは要望で結構なのでお願いします。

○委員長（秋山照雄君） それでは、要望でお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、ちょっと全部を読めていないので教えていただきたいのですが、甲斐市の場合はやはり、ソーラー発電による森林の伐採というのは、やはりいろいろ大きな問題になっていますけれども、そういうふうに関係するようなところというのはこの中に出てくるのでしょうか。

○委員長（秋山照雄君） 山岡課長。

○農林振興課長（山岡広司君） 太陽光の関係ですね。

これにつきましては、整備計画案の30ページの8番に森林の土地と保全に関する事項ということで、こちらに太陽光発電設備を目的とした森林開発許可案については、許可権者である県と関係機関と連携を図りということで、ここにこう載せさせていただいております。

○委員長（秋山照雄君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） それは今回の中で変更点にはなっていないくて、従来どおりの感じで

すか。新旧対照表を見ればいいんですけれども、すみません。

○委員長（秋山照雄君） 山岡課長。

○農林振興課長（山岡広司君） 今回新たに載せさせていただきました。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

松井副委員長。

○副委員長（松井 豊君） バイオマス発電の関係で林材を使うという問題もあるのだけれども、それについてはこのこの計画の中にはどんなふうに反映されているか。中をよく見ていないから、まだあれだけれども。

○委員長（秋山照雄君） 山岡課長。

○農林振興課長（山岡広司君） バイオマス関係は、5年前の計画からも載っております、まず29ページ、地域資源の循環利用の関する事項ということで、こちらにバイオマスの関係、また、1ページの表と現状と課題のところにも、（2）番の上のほうになりますが、下から6行目からバイオマスの関係の載せさせていただきます。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市森林整備計画（案）についてを終わります。

続いて、農林振興課関係のその他を行います。

委員より農林振興課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ないようですので、以上で農林振興課関係のその他を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時49分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて（6）甲斐市下水道事業経営戦略（案）について、担当より説明をお願いします。
望月上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（望月新路君） よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の20ページをお願いいたします。

甲斐市下水道事業経営戦略案についてご説明させていただきますが、まず3番、パブリックコメント実施の結果についてですけれども、令和3年12月16日から令和4年1月14日の間実施いたしましたけれども、意見のほうはございませんでした。同期間におきまして、議員さんや甲斐市公共下水道事業審議委員からのご意見、ご提案をお願いしたところ、下水道事業審議会の3名の委員さんから5件の意見等がございましたので、内容についてご説明させていただきます。

ナンバー1、公共下水道の区域内人口は増加が見込まれており、普及率や水洗化率の分母の数値が増えるが、計画期間内の新規加入の目的数値はあるのか、また、長期的な加入目標を示さないと短期的な経営戦略になるおそれがあるのではないかという意見をいただいております。

これに対しましては、水洗化率はこの経営戦略期間中に90%を目標としております。また、長期的な目標としましては、最終的には100%を目指しますので、この計画の期間は令和13年までであるため、中長期的な数値目標の記載は行わない考えでおります。

ナンバー2になりますけれども、下水道使用料単価については水道使用料、密接な関係があり、全国的に一人当たりの使用料は減少傾向にあり、将来の下水道使用料に影響してくるのではないかという意見をいただいております。

これに対しましては、節水技術等の向上によりまして水道使用量は減少傾向にあると考えますが、本市の下水道事業は整備途上であり、今後も所有区域が拡大するため、本経営戦略の計画期間内の水洗化人口の増加とともに使用料も増加すると予測しております。これらを踏まえまして、来年度以降下水道使用料改定の検討を行う予定でございます。

ナンバー3、これにつきましては、前半はナンバー1のご意見と同じ内容ですので省きまして、後半の流域下水道の供用開始から相当な年月が経過し、下水道加入世帯と未接続世帯で加入できないため家庭用浄化槽で対応していた世帯で今後加入する場合、トータル的な負担に不平等が生じるのではないかという意見をいただいております。

下水道未接続の浄化槽施設世帯に対しましては、今後下水道の意義やメリット等を十分に説明し、不平等感の解消に努める必要があると考えております。

次のページに移りまして、ナンバー4になります。使用料の単価改定はやむを得ないが、市民生活への影響を少なくするため、段階的な値上げとする表現を入れたほうがよいと思われる。一度に140円、立法メートル当たりです、になる印象がある。もう少し少なく、10円ずつ毎年上げる方法もあるのではないかという意見をいただいております。

下水道使用料につきましては、段階的に改定することを考えております。一度に140円に改定される印象となっているため、表現を変更したいと考えております。

次のページに示した箇所の表現のように、段階的に改定していくというような表現に修正する考えです。また、使用料改定の値上げの幅等につきましては、来年度以降使用料改定の検討を行う予定ですので、今回の経営戦略には掲載しない考えでおります。

ナンバー5につきましては、要約とさせていただきますが、使用料については当初の下水道普及促進の価格設定から独立採算に向けた価格設定の検討をすることが大切である。全国の類似団体と比較した場合の平均的な単価より非常に安価となっていることから、下水道事業継続のために必要であると思われる。そのため、経営健全化、効率化の取組を行い、流域下水道を構成する市町と広域化、共同化を検討する必要がある。使用料の改定については、下水道事業を持続するため必要であることを市民に説明し、経済的な状況も考慮する上で段階的に上げていく必要がある。衛生的な生活環境の形成、環境にやさしい都市づくりから見ても、下水道事業は非常に重要な事業であるため、持続可能な下水道サービスのため、整備構想をよく検討し、経営の健全化に向け取り組んでいただきたいという意見をいただきました。

本経営戦略を策定し、今後一層の経費削減や定期的な使用料の見直しを行うことで将来にわたって持続可能な下水道サービスを提供し、住民に信頼される安心で安定した下水道事業運営を行っていく考えであります。

22ページにつきましては、先ほど触れましたが使用料単価を段階的に改良していく表現にした修正箇所、それから、3段目の本編55ページから62ページまで、長期的なグラフを掲載しておりましたが、本期間、本計画期間は10年間を目標としておりますので、この10年間の料金改定等の状況により変更する必要があるため、削除をさせていただきました。

以上、甲斐市下水道事業経営戦略案に対するご意見等、それに対する対応についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 料金改定の話になるんだけど、一挙に140円ではなくて、段階的に上げるということだと思えます。将来的に140円になるということだと思えます。多分これ、水道使用量に応じた単価が設定されていると思えます。じゃ、その場合、例えば140円になった場合、今の段階よりもどのくらい料金アップをするのか。金額的に。単価ではなく、単価は40円、あと20円上がっちゃうんだけど、今現状幾らでしたっけ。現状は。立米の場合。

○委員長（秋山照雄君） 望月課長。

○上下水道業務課長（望月新路君） すみません、現在単価が92円になっています。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうすると、92円からまず120円になって、さらに140円になるということだと思えます。じゃ、単純に92円から120円になった場合に使用者の負担、どのくらい、月なのか年なのか分からないけれども、負担が増えるのかという計算もしてあると思っちゃうんだけど、どんなものでしょうかね。

○委員長（秋山照雄君） 望月課長。

○上下水道業務課長（望月新路君） 単純に140円に上げた場合、現在の1.5倍になります。そうしますと、2,900、3,000円弱、140円に上げた場合は料的には上がってしまうという。これは2か月にです。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 3,000円以上上がるというのは、2か月に一遍ということですか。ということは、単純に言えばそれを掛ける6になっちゃいますよね。そうすると、三六1万8,000円上がっちゃうということだと思えます。これは段階的に上げるので、長い年月をかけてやると思うのだけれども、そうすると、その1万8,000円か分からないけれども、それによって当然財政も軽くなる。逆に造成、いろんなものの工事ができるということだと思えますけれども、その140円に上がった場合に市に、下水道に入ってくるお金というのは、これは何円ですか。総額的には。平均して2か月に一遍が3,000円上がると。年間1万8,000円上がるんですよね。掛ける使用世帯とやればすぐ出っちゃうんだけど。

○委員長（秋山照雄君） 小林公営企業部長。

○公営企業部長（小林信生君） ちょっと詰まっていますので、私のほうで。

今現在下水のほうがかたしか、5億から6億ぐらいの料金が来ていると思います。1.5倍と
いいますと、単純に言うと8億から9億ぐらいになるということですが、料金がそれだけ、
50%収入が増えるわけですが、皆様もご存知のとおり一般会計からの繰入金にかなり依存
している部分があります。そうすると、こういう言い方は変ですけれども、一般会計のほう
でなるべく少なくしてくれよと、使うものをということは言われていますので、全体の総事
業費というのは変わらないとしても、その一般会計から繰入金が減った分それを充てなけれ
ばならないというような形になりますので、下水の経営が格段に楽になると、よくなるとい
うことはあまり考えられないということでございます。

一般会計から繰入れの大部分が起債の償還金がメインでございます。償還がやはり、20
年とか25年という長いサイクルになりますので、当分の間はそういう状況が続くのかなと
いう形でございます。140円は高い安いというのがあるのですが、一応類似、甲斐市程度、
10万人、5万人から10万人程度の都市の平均的な使用料は140円という形になっております
ので、それを一つの目安という形の中で令和4年度、また審議会を立ち上げまして、引き続
きやりまして、その140円がいいのか、目標は140円でもいいけれども、10円ずつ上げるの
か、それとも20円にするのか、それはまた論議していきたいと思っております。よろしく
お願いします。

○委員長（秋山照雄君） ほかに。

望月課長。

○上下水道業務課長（望月新路君） すみません、先ほどの値上げの幅についてなんですけれ
ども、今現在1か月20立米で1,550円になっております。140円に1.5倍にした場合は2,325
円となりまして、1か月775円の増となります。先ほど3,000円弱上がるといった計算につ
きましては、4人家族で一人当たり17.9立米の要は排出、排水量かな、平均であるんです
けれども、それを4人家族でいきますと71立米、その計算をすると3,000円弱値上げして
しまうというような計算で先ほど報告をさせていただきましたけれども、一応1か月の20
立米の単価とすれば775円上がるというような算出になります。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市下水道事業経営戦略（案）についてを終わります。

続いて、（7）甲斐市第2次水道ビジョン、甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画中間見直し（案）について、担当より説明をお願いします。

望月上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（望月新路君） 引き続きよろしくをお願いします。

それでは、23ページになります。

1、甲斐市水道審議会委員答申ということで、今年度第2次水道ビジョン等計画の中間見直しに伴いまして水道審議会を3回開催し、市長からの諮問に対し答申をいただいております。次ページに答申内容を掲載しております。

1、水道事業について。配水池等の耐震化については類似団体に比べ高い水準で計画的に取り組まれているが、配水管の老朽化に対する更新工事を計画的に進めてほしい。それには財源の確保と更新工事を進めるための技術職員の確保や育成が必要です。

2、簡易水道事業につきましては自主財源の乏しい事業であります。水道の供給は欠かせないので引き続き施設の健全度や耐震性の向上に努めること。

3、水道事業の料金改定につきましては、必要な更新工事を実施していくためにはさらなる料金改定が必要と考えます。しかし、改定に当たっては社会情勢を踏まえ、可能な限り抑えるなど慎重な判断が必要です。今後においても定期的に見直す必要がありますというような、必要ですというような内容で答申をいただいております。

これらの内容につきましては、今回の中間見直しに反映させていくとともに料金改定につきましては令和7年度をめどにしておりますが、財政状況、社会情勢を踏まえ、これまでと同様水道審議会や市議会に諮り、進めてまいりたいと考えております。

23ページに戻りまして、3番の令和3年12月16日から令和4年1月14日までパブリックコメントを実施いたしましたが、意見の提出はございませんでした。この後令和4年3月までに冊子等を仕上げしていく予定でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。ありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 料金改定は7年度ということで予定されているんだけど、これには書いていないんだけど、この水道審議会というのはあくまで竜王、双葉の部分、水道のことを言っていると思うんです。ぜひ、これは要望で構わないんだけど、甲府の水道局、要するに敷島地区についてのその水道料金の改定の動き、こういったものを常にアンテナを張っておいていただけますか。そうしないと、結局竜王、双葉のほうが上がったけれども、敷島はもともと高いのだけれども、それが上がっちゃうとまた同じになっちゃうんです。この幅をどうやって少なくするかというのが今の方針だと思うのだけれども、なかなかそれが情報が伝わらない部分がありますので、我々議員も情報をつかまなければいけないのだけれども、ぜひ、常に甲府の水道局とどういうふうな動きがあるのか、料金改定の動きがあるのか、この辺を常に把握しておいての話をしていただくようお願いしたいと思います。要望で構わないので、お願いします。

○委員長（秋山照雄君） 要望でお願いいたします。

ほかに委員の質疑、ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市第2次水道ビジョン、甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画中間見直し（案）についてを終わります。

続いて（8）寺平地区農業集落排水施設機能最適整備構想について、担当より説明をお願いします。

小宮山上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（小宮山 尚君） それでは、寺平地区農業集落排水施設機能最適整備構想についてご説明させていただきます。

令和3年8月に開催されました建設経済常任委員会において最適整備構想の策定状況についてご説明させていただきましたが、今回は整備構想の策定内容についてご説明させていただきます。

別添資料になりますけれども、寺平地区農業集落排水施設機能最適整備構想の概要版の1ページをお願いいたします。

まず、1の目的ですが、全国的に農業集落排水施設の老朽化が進行しており、国は施設の機能保全や適切な維持管理を行うため、機能診断調査と最適整備構想の策定を各自治体に求めています。本市の寺平地区農業集落排水施設についても、平成7年の供用開始から26年が経過しており、老朽化が進んでおるため今後施設の修繕や更新が必要となるため、令和元年度、令和2年度で国の交付金を活用し、機能診断調査及び修繕、更新計画を作成し、本年度これらに基づいた最適整備構想の策定を行った状況でございます。

次に2の現在の施設の状況であります。管路施設及び污水处理施設の管理状況は定期的な点検や保守などにより適正な維持管理を行っております。

3の施設機能診断については、令和元年度に国の交付金を受け、管路施設及び污水处理施設の機能診断を実施しております。

(1)になります。管路施設の診断結果を表にまとめております。各対象施設を調査項目ごとにランク付けしております。

ここで2ページをお願いいたします。

2ページの中段になります。健全度対象目安をランク分けをした表を記載してございます。対策の目安として、Sの5は対策不要、一番下になります。Sの1になりますと新築、改築、交換等の対策が必要というランクになります。

1ページへお戻りください。

こちらの診断結果では、各項目のほとんどがS5、S4となっており、マンホールについては浸入水について1か所だけS3の判定が出ております。

続きまして、2ページをお願いします。

上段の写真になりますが、こちらはマンホールのふた周りの路面劣化、右側の写真はふた内部の腐食状況の写真となっております。いずれも判定はS4となっている状況でございます。また、下段には対象施設ごとの診断結果の評価を記載しております。

次に3ページをお願いいたします。

2は污水处理施設でございます。(1)はコンクリート建造物の診断結果となっており、下段の写真では循環水槽の被覆工の損傷や階段室の壁のひび割れなどの状況の写真を掲載しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

(2)は機械設備の診断結果で、その下の(3)は電気設備の診断結果となっており、写真については各施設の劣化状況などの写真を掲載させていただいております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

上段に汚水処理施設の診断結果の評価を記載させていただいております。ここまでが令和元年度に行いました施設機能診断業務の内容となっております。

続きまして、4の対策方法、工事内容については、令和2年度、国の交付金を受け業務を実施しております。

なお、令和2年度の機能診断においてS1、S2などの重大な劣化等はございませんでしたが、今後耐用年数等による施設の劣化や機能不全が起こることが予想されるため、これに対する劣化時期の予測や対策方法の検討を行ったものでございます。

1の機能保全対策工法の検討は、劣化予測や対策の検討を行い、2では具体的な施設の対策工法を記載しております。

5ページについては、管路施設についての対策工法を記載しております。

次に6ページをお願いいたします。

6ページにつきましては、こちらは汚水処理施設についての対策工法を記載しております。

次に、続きまして5の機能保全コスト算定及び予算の平準化でございますが、機能診断の結果の評価や機能保全対策工法の検討結果から施設毎に機能保全コストの試算及び更新時期の想定を行っております。管路では管路の補修、マンホールポンプ設備の更新、汚水処理施設ではコンクリート構造物等の被覆工による補修や機械、電気設備の更新費用などを算出した結果、40年間の機能保全コストを合計しまして、1億4,498万1,000円と試算しております。

次に、予算の平準化につきましては、市の財政負担等を考慮し、単年度に膨大な費用負担がかからないよう、予算を複数年に振り分けることとしております。これによりますと、機能保全コストは合計で1億4,825万9,000円の試算となりました。

なお、平準化により保全コストは327万8,000円の増額となりますが、これは工事を複数年で実施するため、諸経費等が割高になってしまうためでございます。

次に7ページをお願いいたします。

こちらは機能保全コストの比較表になります。表上の棒グラフでは平準化前の各年度の保全コストを青色で表記しており、平準化後の保全コストを赤色で表記しております。下段の表につきましては、平準化前の各年度の事業費と平準化後の事業費の内訳となっております。平準化の一例としましては、棒グラフにおいて令和16年度に平準化前の保全コストを3,179万6,000円としており、青色で表記しております。内容につきましては、管路施設の老朽化

に伴う改修や汚水処理施設の機械、電気設備などの更新が必要であるとなっております。これを平準化後では令和15年に1,743万7,000円、令和16年度に1,529万6,000円と平準化し、改修と更新を2年間で実施することにしており、赤色で表記しております。

なお、この平準化により保全コストは93万7,000円の割高となりますが、これは先ほども説明いたしましたが、2年間で工事を実施するため、諸経費等が割高になるためですが、単年度に多額の費用負担がかからないようにしております。

その他の年度につきましても、青色の表記とその前後の赤色の表記を見ていただければ、保全コストを平準化していることが見ていただけると思います。また、平準化前と後の金額の比較は下段の内訳表に記載しております。

最後になりますが、この機能最適整備構想については、現時点で将来的な施設の劣化度や対応年数等の想定に基づき整備構想を策定しており、今後につきましては各施設について定期的に健全度等の調査、点検を行い、必要に応じて実施計画を立てる中で更新、改修工事等を実施してまいりたいと考えております。また、これらに係る事業費につきましても、有効的な国の交付金などを活用できるよう今後も国の動向について注視してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

松井副委員長。

○副委員長（松井 豊君） 19年からテレビカメラとありますが、これは何基ぐらい、どの辺の位置に設置されてあるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（秋山照雄君） 小宮山課長。

○上下水道工務課長（小宮山 尚君） これは、19年に管内をテレビカメラを入れて調査をしたということです。管の中にテレビカメラを通しまして、異常がないか調査をしたという状況でございます。

○委員長（秋山照雄君） ほかに委員の質疑はありませんか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 平準化をしたことによってコストの説明をいただいたような感じになって分かったのですけれども、結構長い話なので、やはりその今立てる計画のとおりこの長い期間行くというと、やはりちょっと難しい部分があるような気がするんですね。そ

の場合、毎年なのか何年に1回やるのか分からないですけれども、調査をして、この計画どおりの感じで進んでいるかどうかというような、そういう検証みたいなのはしていくのでしょうか。

○委員長（秋山照雄君） 小宮山課長。

○上下水道工務課長（小宮山 尚君） 先ほども申しましたとおり、あくまで今回構想を40年という長い期間でつくらせていただきましたけれども、あくまで今の想定の中で試算させていただいているので、ある程度定期的に調査を実施して、その中で実際先送りしたのが急に悪くなったということもありますので、その辺は実施計画を立てた中で考えていきたいと思えます。その恐らく点検については5年に1回ぐらいを考えております。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、寺平地区農業集落排水施設機能最適整備構想についてを終わります。

続いて、上下水道業務課、工務課関係のその他を行います。

委員より両課の関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ないようですので、以上でその他を終了します。

次に、次第の4、その他を行います。

委員より常任委員会関係でその他何かありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） ないようですので、事務局よりその他何かありましたらお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） そのほかなければ、以上でその他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

閉会 午後 4時20分